

公益社団法人沖縄県看護協会 職員行動規範

(使命)

第1条 公益社団法人沖縄県看護協会（以下「本会」という。）は、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職」という。）が教育と研鑽に根差した専門性に基づき看護の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、併せて地域のニーズに応え、人々の健康な生活の実現に寄与する。

(組織の使命及び社会的責任)

第2条 本会の業務執行理事並びに職員、嘱託職員、非常勤職員、派遣労働者（以下「職員等という。」）は、使命に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい誠実な事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第3条 本会の職員等は、各種の法令を遵守するとともに、より高い倫理観をもって行動するよう、あらゆる段階における事業活動を見直し、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(社会規範及び社会良識)

第4条 本会の職員等は、関連法令及び定款、規程等を厳格に遵守し、社会規範に反することなく、適正に事業運営しなければならない。

2 本会の職員等は、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つとともに、社会の秩序や公益社団法人の健全な活動に悪影響を与える団体・個人に関わるなど、社会良識に反する行為を行ってはならない。

(人権の尊重)

第5条 本会の職員等は、いかなる場合においても、人権を尊重し、性別、年齢、国籍、人種、信条、宗教、社会的身分及び障害の有無により、差別をおこなってはならない。

2 本会の職員等は、職場において人格を侵害するハラスメント等を行ってはならない。

(職場環境の整備)

第6条 本会の職員は、職場秩序を保持し、ともに働く人々の個人の尊厳に立脚した、安全で働きやすい職場環境作りに努めなければならない。